

第2回 岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金専門部会議事録

令和5年10月2日（月）14:00～

岐阜合同庁舎5階共用第1会議室

平野室長	<p>定刻になりました。</p> <p>本日は御多用のところ第2回岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金専門部会に御出席いただき厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、全員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>また、本会は公開審議としておりますが、公開公示をしたところ傍聴希望の申込はございませんでした。</p> <p>ここからは、青木部会長に議事の進行をお願いします。</p>
青木部会長	<p>部会長を務めさせていただく青木と申します。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>皆様も御承知のとおり、特定最低賃金の審議は、地域別最低賃金の審議とはやや色合いが異なって、産業を支える労使双方のイニシアティブをもって成り立っているという色合いが濃いと思っております。この場に集まっていた皆さんが、岐阜県の航空機産業の発展のために率直で有意義な対話を通じて、是非合意点を見出していきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>ただ今から、第2回岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>はじめに、議題1「岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金の改正決定について」です。</p> <p>事務局から資料を説明してください。</p>

安藤室長補佐	<p>ではよろしくお願いいたします。お手元の資料を御覧ください。</p> <p>資料No.1（1ページから2ページ）は、岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する労働者側（岐阜県航空機関係単組最賃連絡会議）からの申出書です。</p> <p>申出書の記の4「申出の理由」で、「賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数」は3,545人となっており、「岐阜県の航空機・同附属品製造業の労働者数」6,630人の53.5%を占めております。</p> <p>また、「最も低い労働協約の金額」、これは1時間1,111円であり、「現在適用されている法定最低賃金額」1時間991円を120円（12.1%）上回っています。</p> <p>次に資料No.2（3ページから4ページ）は、労働者側（ケージーエム労働組合）から、資料No.3（5ページから14ページ）は、使用者側（川崎岐阜協同組合）から、それぞれ御提出いただいた意見書です。</p> <p>それでは読み上げます。（朗読）</p> <p>以上です。</p>
青木部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から他県の答申の情報があれば報告してください。</p>
安藤室長補佐	<p>全国で、航空機・同附属品製造業の特定最低賃金は岐阜県だけです。このため、関連した業種としまして、輸送用機械器具製造業関連の答申状況の報告になりますが、現在のところ、結審し答申がなされた都道府県はございません。</p> <p>以上です。</p>
青木部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、具体的な審議に入る前に、労使双方から基本的な考え方について御意見をお伺いしたいと思います。この特定最低賃金の審議ですが、労使双方から改正の必要性</p>

	<p>があるということですので、その理由等を含めて御意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>まずは、労働者側の御意見をお伺います。</p>
村上委員	<p>基本的には先程の意見書の中で述べられた通りであろうと思っています。航空機業界においては、新型コロナウイルス感染症の影響で航空機の利用の激減ということで、非常に業績は悪化しましたが、このところ、需要回復の兆しがありまして、2024年にはコロナ前の水準に戻るのではないかと、むしろ少し早まるのではないかとということも言われております。その上で産業別の特定最低賃金を引上げるということについては、東海3県の隣県との賃金格差は働き手が流出する原因の1つとなっています。既に愛知県の地域別最低賃金が岐阜県航空機特定最賃より高くなっていますので、その事も含めると労働者の流出が避けられないのではないかと考えております。</p> <p>本県における当該産業を今後継続的に発展させていくためには、優秀な人材の確保と定着が喫緊の課題だろうと思っていますし、経営側も同様な認識であると思っています。最低賃金を引上げることで、当該産業の魅力を高めて優秀な人材確保、定着、ひいては産業の発展につながると確信しておりますので、是非労使でしっかりと議論をさせていただければと思います。よろしくお願いします。</p>
西脇委員	<p>西脇です。先程、村上委員がおっしゃったとおり、コロナ禍をやっと抜けて5類に引下げられたということもあって、世の中一般的に航空機を使った輸送はコロナ禍前により近づいてきた。そういった中でアメリカの航空会社の受注が上向きになってきているというのが、今の航空機業界なのかなと感じております。</p> <p>ただ、先程の使側の意見書の中にもありましたが、コロナ禍において業績が低迷したことによって、人がかなり減っているということが、今の航空機業界ではないかなと思っています。この先、好況になった時に人手がない、新</p>

	<p>しい人材を育てるといった中で人が集まらないといったところは、今後航空機産業を支え継続する上で非常に大きな問題点と考えております。そういった意味でも、航空機の特定最低賃金が岐阜県にあるといったところの意味をより強く考えて、労使双方で審議を進めていければと考えています。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
北島委員	<p>北島です。よろしく申し上げます。</p> <p>先程、青木部会長の方からも労使のイニシアティブを取るということ、また、航空機産業の発展のために十分な審議を尽くすというお話がありました。そもそも、必要性ありということ、労使双方が認識を持っているということは喜ばしいことであると思っています。</p> <p>先程来、兩名の委員の方からお話がありましたが、労働力人口の減少というのは、この航空機業界にも強く及んでいるところですが、私も非常に憂いているところですが、県内公立高等学校において、航空機学科が新設されてから久しく、その後、人材育成に努めているはずが、人への投資の観点からしても、出口であるところの航空機業界のところ、暫くのところ、暗い話が續いていたというふうに理解しています。</p> <p>ですが、人への投資というところでは、投資というのは先行投資すべきものですので、人材育成に努めて業界に必要な方々がこれから輩出されていくということを考えますと、やはり受け皿としての特定最低賃金のところをしっかりとバックアップしていくべきものではないかと思っています。</p> <p>以上でございます。</p>
青木部会長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、使用者側委員の皆様はいかがでしょう。</p>
加藤委員	<p>加藤でございます。よろしく申し上げます。</p> <p>今、皆さんがおっしゃられたことはごもっともです。私</p>

	<p>らもそう思っています。ただ、1つだけ違うと思うのは、採用に応募する方は、最低賃金を見て来るかということ、そうではないです。全然関係ないです。やはり基準内賃金と手当を見るわけで、我々からみれば、最低賃金は何の意味もないのです。最低賃金を反映するところはないです。</p> <p>やはり、基本給をいくらにするかということが一番大事で、高校を卒業した人或いは大学を卒業した人が見るところは、休日と基本給、賃金ですよね。最低賃金というのは、一般の我々の中小企業でも最低賃金よりもはるかに高い給料を払っています。ただ、航空機というのは、裾野が広くて5人、6人でやっているところもあります。そういうところを対象にすると、そう上げてはかわいそうだろうということになってきます。最低賃金を決めるということが、もう今の時代に必要あるかということ、全くないように思います。やはり基本給でしょう。いろんな経営者団体の中で、毎年基本給額が集計されていますので、そういうのを参考にして、採用する際の基本給額や手当を決めるというのが普通であると思っていますので、航空機の最低賃金は正直言って少なければ少ない程、下の方の5～6人、家族でやっているところのことを考えると、あんまり上げてはいけないと思っております。</p> <p>以上です。</p>
川本委員	<p>川本でございます。</p> <p>加藤委員の意見そのままでございますが、特定最低賃金にどうゆう意味があるかと言うと、基本給が前提になる採用条件となるのでしょうが、最低のところのセーフティネットという考え方は特定最低賃金では若干違うという考え方はわかるものの、各業界、一番低いところ弱いところをどうセーフティネットとしてかぶせるかというのは大事な議論、むしろ業界のイニシアティブという面はあろうかと思いますが、今現在991円ですから、どの業種よりも高い水準になっているということを踏まえた議論が</p>

	<p>重要です。</p> <p>それから、愛知との関係で言うと、輸送用機器は愛知が997円で、岐阜の航空機とほぼ変わらない水準となっていることから、岐阜だけ航空機が頑張るという主張は薄いという感じはしております。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮尾委員</p>	<p>宮尾です。よろしくお願いいたします。</p> <p>労働者側の皆さんがおっしゃったとおり、非常に人が採りにくい中、この近辺の地域では愛知県の自動車メーカーを始め、かなり自動車の方へ人が流れるという傾向がありまして、実際に我々も採用にかなり苦戦している状況から考えると、やはりそれなりの最低賃金を上げて世の中にアピールする必要があるのかなと考えています。</p> <p>加藤委員の意見にありました4～5人でやっている家族経営のところは考えるところではありますが、やはり新聞での報道に出るとおり、航空業界は賃金が高いぞというところをアピールする必要があるかと思います。</p> <p>しかし、アメリカの航空会社の状況は良くなってきて将来的に明るい傾向はあるものの、現在、実際に収益が上がるというところまでいっていないため、上げすぎて近い将来経営を圧迫されても困るところなので、バランスを見ながら議論していけばいいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>青木部会長</p>	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>労使それぞれから基本的な考え方について、御意見を伺いました。</p> <p>労働者側からは、人材の流出、人材の受け皿として特定最低賃金を上げる必要性の訴えが強かったと思います。</p> <p>使用者側からは、そもそも論として特定最低賃金の意義付けに疑問があるという御意見とともに岐阜県の航空機産業のアピールのためにも特定最低賃金の引上げが必要ではないかとの御意見もありました。</p>

	<p>これから、それぞれ個別にお話を伺いたいと思います。まずは、公労の二者協議から始めたいと思います。各委員の皆様はそれぞれの控室で待機していただきますようよろしくお願いいたします。</p>
<p>(各側との個別協議)</p>	
<p>青木部会長</p>	<p>それでは、公労使三者の審議を再開いたします。 労使双方から個別に御意見を伺いました。 整理してみますと、現在の航空機業界の業況判断としては、労働者側は基本的にはコロナ前に回復しつつあるということでしたが、使用者側は回復途上にあるということで、認識の不一致がありました。業況の回復に伴う人手不足とか人材の流出については、双方の認識が一致していました。</p> <p>金額の提示をいただきましたので、ここで報告いたします。</p> <p>まず、労働者側からです。昨年の地域別最低賃金が発効された10月から今年の6月までの間の消費者物価指数の上昇率が4.3%、現在の航空機の特定最低賃金額991円に4.3%を乗じ43円、この額に10円を加算して53円を上げるとの金額提示でした。加算の10円というのは、昨年の地域別最低賃金が30円引上げ、航空機の特定最低賃金が20円引上げというところで、地域別最低賃金と比較して特定最低賃金が置いてきぼりになっているということで、30円と20円の差額10円を加算したいというお考えです。結果的に991円に53円を加算し1,044円、5.34%あたりの引上げ率になるかと思います。こういった御主張でした。</p> <p>これに対して使用者側は、991円から9円引上げ1,000円ということでした。</p> <p>最初の金額提示については、やや隔たりがあります。 本日の金額提示をお互いに共有し再度御検討をいただ</p>

	<p>き、次回全会一致で結審できればと思っています。労使協調でやってきたわけですので、航空機産業を盛り上げ魅力アップするということは双方の一致するところでありますので、そこに近づけるようどこかで合意点を探って見出したいと思います。御検討を再度、よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、議題2「その他」ですが、事務局から何かありますか。</p>
平野室長	特に予定している議題はありません。
青木部会長	<p>それでは、本日の専門部会は、これもちまして閉会いたします。</p> <p>次回は、10月10日（火）午後1時30分から、本日と同じこの会場で開催いたします。</p> <p>お疲れ様でした。ありがとうございました。</p>